

福祉・介護職員処遇改善実績報告書(平成 30 年度)

岡山県知事 殿

事業所等情報

障害福祉サービス等事業所番号																				
----------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

事業者・開設者	フリガナ			
	名称	特定非営利活動法人ほっとはあと		
主たる事務所の所在地	〒	719-1163		
	都・道	岡山府(県)総社市地頭片山 143-1		
	電話番号	0866-93-6001	FAX 番号	0866-93-6001
事業所等の名称	フリガナ			提供するサービス
	名称			
事業所の所在地	〒			
	都・道	府・県		
	電話番号		FAX 番号	

※事業所等情報については、複数の事業所ごとに一括して提出する場合は「別紙一覧表による」と記載すること。

① 算定した加算の区分	・福祉・介護職員処遇改善加算 (I II III IV V) ・福祉・介護職員処遇改善特別加算		
② 賃金改善実施期間	平成 30 年 4 月 ~ 平成 31 年 3 月		
③ 平成 30 年度分福祉・介護職員処遇改善(特別)加算総額	2,430,430 円		
④ 賃金改善所要額 (i - ii)	2,478,000 円		
	i) 加算の算定により賃金改善を行った賃金の総額	14,704,250 円	
	ii) 初めて加算を取得した月の前年度の賃金の総額	12,226,250 円	
加算 (I) の上乗せ相当分を用いて計算する場合			
⑤ ○○ 年度分福祉・介護職員処遇改善加算総額 (加算 (I) による算定額から加算 (II) による算定額を差し引いた額)			円
⑥ 賃金改善所要額 (iii - iv)			円
	iii) 加算 (I) の算定により賃金改善を行った賃金の総額	円	
	iv) 初めて加算 (I) を取得した月の前年度の賃金の総額	円	
⑦ 賃金改善を行った賃金項目及び方法 (賃金改善を行う賃金項目 (賃金改善を行う賃金項目 (増額若しくは新設した給与の項目の種類 (基本給、手当、賞与等) 等)、賃金改善の実施時期や対象職員、一人当たりの平均賃金改善額について、可能な限り具体的に記載すること。)	処遇改善加算手当として 3 回/年 (7 月 12 月 3 月) に 役職、出勤日数及び勤務態度に応じて支給 一人あたりの平均改善月額は 12,147 円として支給		

- ※ 福祉・介護職員処遇改善計画書において加算 (I) の上乗せ相当分を用いて計算している場合は、福祉・介護職員処遇改善実績報告書においても加算 (I) の上乗せ相当分を用いて計算すること。
- ※ 加算 (I) の上乗せ相当分を用いて計算する際は、③及び④の代わりに⑤及び⑥を使用する。
- ※ ④及び⑥の賃金改善所要額については、積算の根拠となる資料を添付すること (任意の様式で可)。
- ※ ④又は⑥については、法廷福利費等の賃金改善に伴う増加分も含むことができる。
- ※ ④が③以上又は⑥が⑤以上でなければならないこと。
- ※ ④ ii)、⑥ iv) の計算に際しては、賃金改善実施期間の職員の人数と合わせた上で算出すること。すなわち、比較時点から賃金改善実施期間の始点までに職員が増加した場合、当該職員と同等の勤続年数の職員が比較時点にもいたと仮定して、賃金総額に上乗せする必要があることに留意すること。
- ※ 複数の障害福祉サービス事業所等について一括して提出する場合、以下の添付書類についても作成すること。
 - ・添付書類 1 : 都道府県等の圏域内の、当該計画書に記載された計画の対象となる障害福祉サービス事業所等の一覧表 (指定権者毎)
 - ・添付書類 2 : 各都道府県内の指定権者 (当該都道府県を含む) の一覧表 (都道府県毎)
 - ・添付書類 3 : 計画書に記載された計画の対象となる障害福祉サービス事業所等に係る都道府県の一覧表
- ※ 虚偽の記載や、福祉・介護職員処遇改善加算の請求に関して不正を行った場合には、支払われた介護給付費等の返還を求められることや障害福祉事業者の指定が取り消される場合があるので留意すること。

上記について相違ないことを証明いたします。

令和 元 年 6 月 16 日 (法 人 名) 特定非営利活動法人ほっとはあと

(代表者名) 理事長 伊藤 家生 印